

第72期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成 26 年 6 月 21 日 (土曜日) 午前 10 時

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	25
1. いちよしグループの現況に関する事項	25
2. 当社の株式に関する事項	34
3. 当社の新株予約権等に関する事項	35
4. 当社役員に関する事項	37
5. 会計監査人に関する事項	40
6. 当社のガバナンス体制	41
7. 当社の体制及び方針	42
連結計算書類等	47
個別計算書類等	53

フレド

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスをを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

証券コード8624
平成26年5月26日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 山崎 泰明

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、同封の議決権行使書用紙をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成26年6月20日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月21日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役7名選任の件
- 第2号議案** 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第3号議案** 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

※ 株主総会終了後、当社役員との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

4. 招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

(1) インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

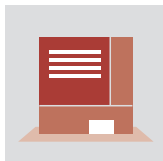
(2) 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報） <http://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/>

5. 議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時：平成26年6月21日（土曜日） 午前10時

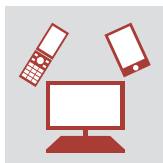
郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：平成26年6月20日（金曜日） 午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁をご覧ください。



後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト

<http://www.evotage.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

※ご不明点等がございましたら6頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：平成26年6月20日（金曜日） 午後5時入力分まで
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
いちよし証券株式会社 御中

議決権の数
株主名簿記載の議決権の数

私は、平成26年6月21日（土）開会のいちよし証券株式会社第72期定時株主総会の各議案につき、右記賛否を○印で表示の通り議決権を行使いたします。
継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。
平成26年 月 日

議案	賛成	反対	無効
第1号議案	○印	○印	○印
第2号議案	○印	○印	○印
第3号議案	○印	○印	○印

議決権の数
基本日算法による議決権の数

議決権の数1単位ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。
【郵送による議決権の行使の場合】
・議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、この部分を切り離して、お早めにご送付ください。
【インターネットによる議決権の行使の場合】
・<http://www.evco.jp/>
・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から上記アドレスにアクセスしてください。
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。
③ 裏面もよくお読みください。

（ご注意）各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取扱いたします。いちよし証券株式会社



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 → 「賛」に○印
全員否認する場合 → 「否」に○印
一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」に○印をし、
否認する候補者の
番号を記入

【第2号議案】 【第3号議案】

賛成の場合 → 「賛」に○印
否認する場合 → 「否」に○印

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取扱いたします。



インターネット等による議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

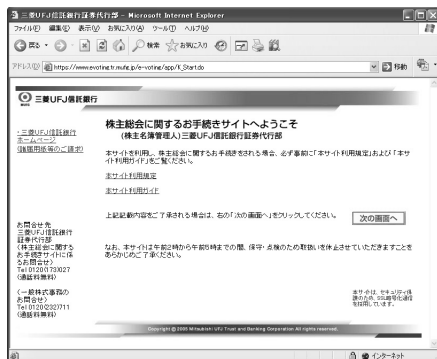
(4) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、5頁から6頁の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

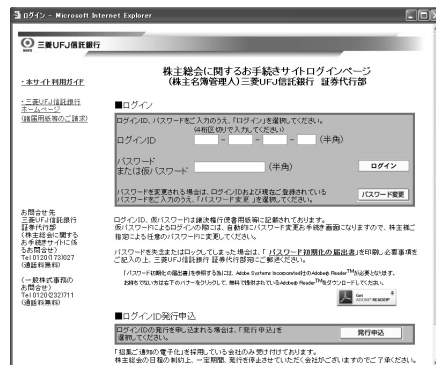
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

① 議決権行使サイトについて

- ・インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、i モード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotef.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）



〈議決権行使サイト〉トップページ



〈ログインID、パスワード〉入力画面

- ・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、EZweb、i モード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、平成26年6月20日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたら6頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

〔EZweb〕はKDDI(株)、「i モード」は(株)NTTドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「QRコード」は(株)デンソーウェーブの商標又は登録商標です。)



② インターネットによる議決権行使方法について

- ・議決権行使サイト (<http://www.evvote.jp/>) において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

取締役 7 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき以下の取締役 7 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位
1	武 樋 政 司	取締役(兼)執行役会長 取締役会議長
2	山 崎 泰 明	取締役(兼)代表執行役社長
3	田 名 網 信 孝	取締役(兼)代表執行役副社長
4	五 木 田 彬	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
5	掛 谷 建 郎	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
6	石 川 尚 志	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
7	さくら 櫻 井 光 太	社外取締役 社外取締役候補者 独立役員

候補者
番号 1 たけ ひ まさ し 武樋 政司 (昭和18年4月13日生)

重任

昭和42年4月	野村證券株式会社入社	平成15年6月	当社取締役(兼)代表執行役社長
昭和62年12月	同社取締役	平成18年12月	当社相談役
平成2年6月	同社常務取締役	平成19年12月	当社代表執行役社長
平成5年6月	当社代表取締役副社長	平成20年6月	当社取締役(兼)代表執行役社長
平成7年6月	当社代表取締役社長	平成24年4月	当社取締役(兼)執行役会長(現任)
所有する当社株式数		123,300株	

候補者
番号 2 やま さき やす あき 山崎 泰明 (昭和35年3月21日生)

重任

昭和60年4月	三洋証券株式会社入社	平成22年11月	アドバイザーサポート本部長
平成9年10月	当社営業企画部企画課長	平成23年1月	アドバイザー本部担当
平成16年9月	当社執行役 アドバイザーサポート本部長	平成23年6月	当社取締役(兼)執行役常務 アドバイ ザー本部管掌・アドバイザーサポー ト本部担当
平成18年8月	当社執行役 管理本部長(兼)リスク管 理部長	平成24年4月	当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)
平成21年8月	当社執行役 財務・企画、システム担当		
平成22年4月	当社執行役常務		
所有する当社株式数		25,600株	

候補者
番号 3 た な あみ のぶ たか 田名網 信孝 (昭和26年12月27日生)

重任

昭和49年4月	野村證券株式会社入社	平成22年6月	当社取締役(兼)執行役専務 アドバイザー本部・アドバイザーサ ポート本部管掌・FA担当
平成8年6月	同社第一企業部長	平成23年1月	当社取締役(兼)執行役専務 投資銀行 本部管掌
平成12年6月	当社執行役員 法人本部副本部長	平成24年4月	当社取締役(兼)代表執行役副社長(現任)
平成14年6月	当社常務執行役員 法人本部長	平成25年3月	投資銀行本部管掌
平成18年3月	当社執行役常務 インベストメン ト・バンキング担当	平成26年3月	法人部門管掌(現任)
平成19年10月	当社執行役常務 アドバイザー本 部・IA・FA担当		
所有する当社株式数		71,400株	

候補者
番号

4

ご き た あきら

五木田 彬（昭和22年9月20日生）

重任

昭和53年 4 月 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、
公判部) 昭和62年 3 月 東京地方検察庁(特別捜査部)
昭和54年 3 月 水戸地方検察庁 昭和63年 3 月 検事退官
昭和57年 3 月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部) 昭和63年 4 月 弁護士登録
昭和60年 3 月 大阪地方検察庁(特別捜査部) 平成 6 年 5 月 五木田・三浦法律事務所(現任)
平成 22 年 6 月 当社取締役(現任)

●**社外取締役候補者**（会社法施行規則第2条第3項第7号）

●**独立役員**（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

五木田彬氏は、下記のとおり4年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております、引き続き社外取締役として、元検事及び弁護士の専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

所有する当社株式数 0株

候補者
番号

5

かけ や けん ろう

掛谷 建郎（昭和26年9月13日生）

重任

昭和51年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社、東京 平成 8 年 6 月 同社代表取締役社長(現任)
本社編集局証券部記者 平成 19 年 11 月 茨木商工会議所会頭
昭和62年 3 月 同社米国ワシントン支局記者 平成 21 年 6 月 摂津水都信用金庫(現北おおさか信用
平成 3 年 3 月 同社東京本社証券部次長兼編集委員 金庫)非常勤理事(現任)
平成 8 年 4 月 同社退社 平成 22 年 6 月 当社取締役(現任)
平成 8 年 5 月 株式会社掛谷工務店入社

●**社外取締役候補者**（会社法施行規則第2条第3項第7号）

●**独立役員**（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

掛谷建郎氏は、元㈱日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております、引き続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

所有する当社株式数 7,300株

候補者番 号 **6** いし かわ たか し
石川 尚志 (昭和34年12月8日生)

重任

昭和61年8月	東京大学医学部脳研究所神経内科勤務	平成23年6月	当社取締役(現任)
平成6年5月	大成証券株式会社入社(常勤顧問)	平成23年6月	いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
平成6年6月	同社取締役	平成23年6月	いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株式会社)監査役(現任)
平成9年6月	同社取締役社長	平成23年6月	株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)
平成23年3月	同社取締役社長退任		
平成23年3月	有限会社エス・アール代表取締役社長(現任)		

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)
 ●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)
 石川尚志氏は、元証券業を営む企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。
 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 所有する当社株式数 500株

候補者番 号 **7** さくら い こう た
櫻井 光太 (昭和34年8月20日生)

重任

昭和58年4月	株式会社ダーバン入社	平成14年9月	同社取締役
平成3年10月	センチュリー監査法人入所	平成22年9月	同社取締役退任
平成7年8月	公認会計士登録	平成22年11月	信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士(現任)
平成12年3月	センチュリー監査法人※(現新日本有限責任監査法人)退所	平成23年6月	当社取締役(現任)
平成12年3月	株式会社デジタルガレージ入社		

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、平成12年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。平成13年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

●**社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)
 ●**独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)
 櫻井光太氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。
 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 所有する当社株式数 7,500株

(ご参考) 定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
報酬委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
監査委員会	石川 尚志 (委員長)	五木田 彬	櫻井 光太

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月22日から平成36年6月21日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- II. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I. 記載の資本金等増加限度額から上記I. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

$$\text{※1} \quad \boxed{\text{調整後払込金額}} = \boxed{\text{調整前払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

$$\text{※2} \quad \boxed{\text{調整後払込金額}} = \boxed{\text{調整前払込金額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記Ⅲ. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。

⑧ 1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その行為の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買

収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1)新中期経営計画「チャレンジ3」による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」としての土台をより強固なものにする為に、平成26年3月末をターゲットとした中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」に取り組んで参りました。

中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」の計画期間満了に伴い、預り資産の拡大（目標額3兆円）を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした新中期経営計画「チャレンジ3」を以下のとおり策定いたしました。

①経営方針

経営理念「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」[Long Term Good Relation]

②新中期経営計画「チャレンジ3」の数値目標

目標の時期	平成29年3月末
預り資産	3兆円
主幹事会社数（累計）	50社
ROE（単体）	15%程度

③8つの基本戦略

- I. いちよしクレドの実践 — 経営理念＝「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」の実践
- II. 営業基盤の拡大 — 預り資産の拡大；「富裕層顧客」と「地元密着」
- III. 収支構造改善の継続 — 「投資信託の残高報酬によるコストカバー率アップ」と「株式委託手数料料以外の収入でコストをカバー」
- IV. 既存ビジネス収益力の厚みの増加 — 中小型成長企業ビジネス；「IPO、PO引受業務」「機関投資家部門」「法人営業部門」「いちよしアセットマネジメントの投信委託業務」
- V. いちよしグループの総合力アップ — 中小型成長企業ビジネス；いちよし証券、いちよし経済研究所、いちよしアセットマネジメントの三位一体による展開
- VI. コンプライアンスの実践 — 「いちよしなら安心」と言われるまでにレベルアップ
- VII. チャネルの多様化 — 地方証券とのジョイントビジネスの展開
- VIII. 人材の育成 — 「10年単位の研修プログラム」「自己成長プログラム拡充と積極的な参加奨励」

(2)コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性

を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、平成17年11月に執行役社長の直属機関として内部監査部を、平成18年5月には内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のよ

り一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案して配当額を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定する方針であります。

なお、純資産配当率については半期2％程度（年率4％程度）で算出することとしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1)目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った

上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2)大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、まず、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、次に、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

①大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

②大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

- I. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要
 - II. 大規模買付行為の目的及び内容
 - III. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ
 - IV. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
 - V. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
 - VI. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方
- なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、「対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合」には60日間、「その他の大規模買付行為の場合」には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することが出来るものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3)大規模買付行為が開始された場合の対応方針

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会

が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のⅠ.ないしⅥ.の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- Ⅰ. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅱ. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅲ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済

資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

- Ⅳ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅴ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- Ⅵ. その他、Ⅰ.ないしⅤ.に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置します。当社第72期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行

い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを選定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4)株主・投資家に与える影響等

①大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することなどを可能にすることによって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものです。

従いまして、大規模買付ルールを更新することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の

利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

②大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5)本対応方針の有効期限

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

4 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1)会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）について

①上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を

提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

②上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- I. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。
- II. 株主意思を重視するものであること
当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきます。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。
- III. 独立した社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルール of 透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

IV. 合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記3(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

V. 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

VI. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

新株予約権の概要

(1)新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(3)新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(6)新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)②に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(7)新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9)当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものと、その後も同様とします。

独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

安斎 隆（あんざい たかし）

【略歴】

昭和16年1月17日生
昭和38年4月 日本銀行 入行
昭和60年3月 同行新潟支店長
平成6年5月 同行考査局長
平成6年12月 同行理事
平成10年11月 日本長期信用銀行頭取
平成12年8月 (株)イトーヨーカ堂顧問
平成13年4月 (株)アイワイバンク銀行（現 (株)セブン銀行）代表取締役社長
平成22年6月 同社代表取締役会長（現任）

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

池田 典義（いけだ のりよし）

【略歴】

昭和15年8月14日生
昭和38年4月 モービル石油(株) 入社
昭和46年4月 (株)フジコンサルト（現 (株)アイネット）代表取締役社長
平成15年6月 (株)テレビ神奈川社外取締役（現任）
平成18年6月 (株)アイネット代表取締役会長（現任）
平成25年6月 一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会名誉会長（現任）

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

五木田 彬（ごきた あきら）

【略歴】

昭和22年9月20日生
昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁（刑事部、公判部）
昭和54年3月 水戸地方検察庁
昭和57年3月 東京地方検察庁（刑事部、特別捜査部）
昭和60年3月 大阪地方検察庁（特別捜査部）
昭和62年3月 東京地方検察庁（特別捜査部）
昭和63年3月 検事退官
昭和63年4月 弁護士登録
平成6年5月 五木田・三浦法律事務所（現任）
平成22年6月 当社取締役（現任）

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以上

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題の一つとしております。また、委員会設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

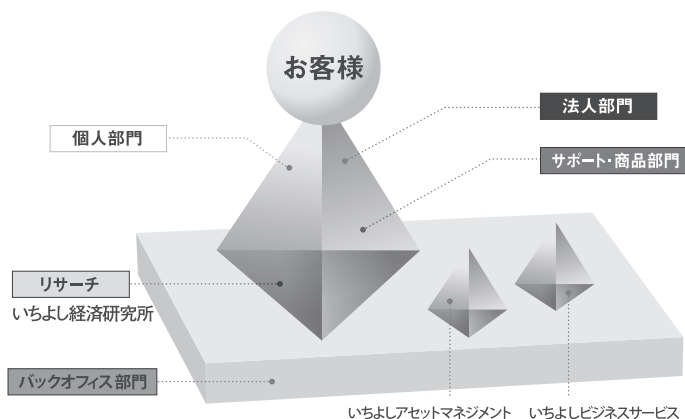
②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースに個人部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体をバックオフィス部門という土台が支えることにより、各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させることを目的とした経営スタイルです。さらに各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。



いちよし基準



トライアングル・ピラミッド経営

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度は日米欧の先進国景気が徐々に明るさを増しました。世界の株式市場は、米国の量的金融緩和の縮小懸念を抱えながらの推移となりましたが、昨年10月以降の米国の財政協議の進展を受けて上昇に転じました。12月に米連邦公開市場委員会(FOMC)で、量的金融緩和の縮小が決まったものの、今後も金融の緩和的な状況を維持する姿勢が好感され、先進国の株式市場は年末にかけて上昇基調を強めました。年明け後は、天候異変による米景気の変調や中国景気の先行きへの不透明感、ウクライナ情勢の緊迫化などの問題が浮上し、株価は一時調整色が強まるものの、期末にかけては回復を見せました。

日本の株式市場は、アベノミクスに対する期待、日銀の異次元金融緩和により平成25年年初から上昇しました。その後、5月に米国の金融緩和縮小の動きを受け調整しましたが、年末の日経平均株価は、昨年来高値の1万6,291円（前年末比56%上昇）で終わりました。しかし、年明け後は、調整局面に入り3月末には日経平均株価は1万4,827円となりました。

一方、外国為替市場も年初より円安に推移して年末には1ドル＝105円（前年末比21%の円安）とおおよそ5年振りの円安となり、3月末には1ドル＝103円になりました。

新興市場では、日経ジャスダック平均株価は昨年5月高値からの調整を経て年明け1月に昨年来高値

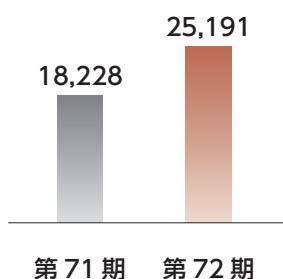
2,192円を記録しました。ただ、その後は、株式市場の調整色が強まり、当期末終値は2,004円となりました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金（旧大証上場銘柄を含む）は前連結会計年度比88.8%増の2兆9,467億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同277.4%増の1,146億円となりました。

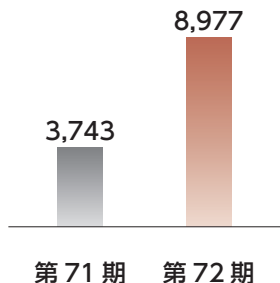
このような環境下、当社の株式委託売買代金は2兆2,839億円（前連結会計年度比69.2%増）となりました。法人ビジネスにおいては、幹事・引受シ団への関与に積極的に取り組み5社の主幹事（新規公開企業2社・既公開企業3社）を獲得いたしました。投資信託については「ピクテ新興国インカム株式ファンド」をはじめとした国内外の株式型ファンドの販売が好調に推移しました。日本株マーケットへの投資を、昨年5月より「日本復活成長株ファンド〔愛称：ニッポンの輝〕」、12月より「日本中小型株アクティブファンド〔愛称：ニッポンの翼〕」の取扱いを通じて開始しました。

当社グループの純営業収益は251億91百万円（前連結会計年度比38.2%増）となりました。一方、販売費・一般管理費は163億65百万円（同12.1%増）となり、差し引き営業利益は88億26百万円（同143.1%増）となりました。また、経常利益は前連結会計年度の37億43百万円から52億34百万円（同139.8%）増加の89億77百万円と大幅な増益となりました。

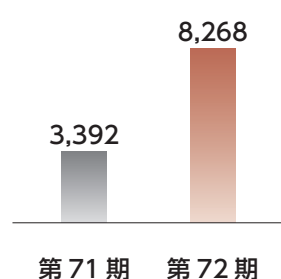
●純営業収益（単位：百万円）



●経常利益（単位：百万円）



●当期純利益（単位：百万円）



また、当連結会計年度末の預り資産は、1兆6,504億円（前連結会計年度末比11.7%増）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は233億49百万円（前連結会計年度比38.9%増）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料合計は92億49百万円（前連結会計年度比75.0%増）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部〔※旧大証2部を含む〕、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は22億89百万円となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は前連結会計年度の15.2%から24.8%に上昇いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事2社を含む新規公開企業32社の幹事・引受シ団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは主幹事3社を含む16社の幹事・引受シ団に加入いたしました（前連結会計年度は新規公開企業21社の幹事・引受シ団への加入、及び既公開企業は8社の公募・売出しの幹事・引受シ団へ加入）。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は11億8百万円（前連結会計年度比362.6%増）となり前連結会計年度の2億39百万円と比較して大幅に増加いたしました。

なお、当連結会計年度末における累計引受社数は905社（うち主幹事32社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

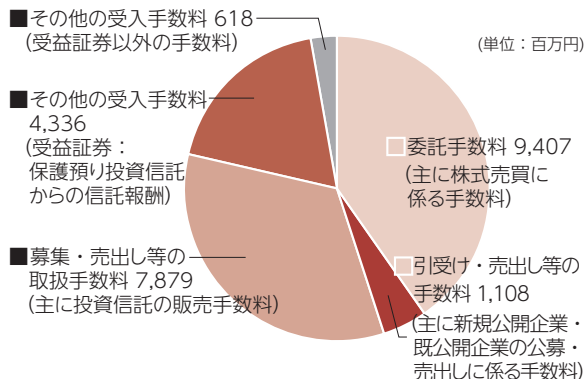
投資信託に係る手数料が78億41百万円（前連結会計年度比10.9%増）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は78億79百万円（同11.2%増）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が7,599億円（前連結会計年度末比8.5%増）と増加したことにより信託報酬が43億36百万円（前連結会計年度比17.4%増）となり、これに保険取扱手数料、公開支援等及びいちよしアセットマネジメントの投資顧問手数料を加え、49億54百万円（同19.2%増）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

当社は投資信託残高の拡大により、安定的な信託報酬を得ること、株式市場の変動に影響されない収支構造を目指しております。



②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、2億円（前連結会計年度比268.7%増）の利益となりました。債券・為替等は、1億45百万円（同30.7%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では3億45百万円（同31.1%増）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の増加により2億49百万円（前連結会計年度比66.9%増）、金融費用は、50百万円（同8.5%減）となり、差引き金融収支は1億99百万円（同110.6%増）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、受入手数料の増加に伴う人件費の増加及び約定件数の増加に伴う取引関係費等の増加により163億65百万円（前連結会計年度比12.1%増）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益は、投資事業組合運用益1億25百万円等で1億94百万円、営業外費用は、投資事業組合運用損40百万円等で43百万円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の営業外損益は1億51百万円の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は89億77百万円（前連結会計年度比139.8%増）となりました。

⑥特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益10億88百万円、特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入れ33百万円等で43百万円を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の特別損益は10億45百万円の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は100億23百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税23億59百万円、法人税等調整額6億7百万円等を加減算した結果、当期純利益は前連結会計年度の33億92百万円から48億75百万円（前連結会計年度比143.7%）増加の82億68百万円と大幅な増益となりました。

なお、商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

受入手数料の内訳（第71期と第72期の比較）

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 24 ・ 4 71 { 25 ・ 3 期)	委 託 手 数 料	5,284	4	34	—	5,323
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	239	0	—	—	239
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	—	17	7,070	—	7,088
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	30	0	3,693	431	4,155
	計	5,554	22	10,798	431	16,806
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第 25 ・ 4 72 { 26 ・ 3 期)	委 託 手 数 料	9,249	1	155	—	9,407
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	1,108	—	—	—	1,108
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	—	38	7,841	—	7,879
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	41	0	4,336	576	4,954
	計	10,400	39	12,333	576	23,349

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

流動資産

前連結会計年度末に比べて55億22百万円（16.0％）増加し、400億60百万円となりました。これは募集等払込金が21億31百万円及び預託金が10億2百万円各々減少したこと、一方で、現金・預金が42億5百万円及び信用取引資産が32億90百万円各々増加したこと等によるものです。

固定資産

前連結会計年度末に比べて5億49百万円（6.0％）減少し、86億62百万円となりました。これは、投資有価証券が売却等により5億34百万円減少したこと等によるものです。

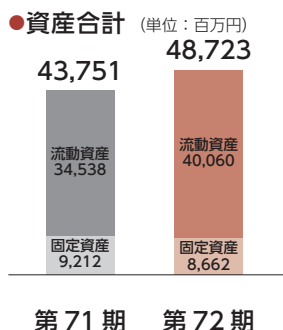
この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて49億72百万円（11.4％）増加し、487億23百万円となりました。

流動負債

前連結会計年度末に比べて2億75百万円（1.9％）増加し、150億33百万円となりました。これは信用取引負債が54億円減少したこと、一方で、預り金が23億42百万円、未払法人税等が18億56百万円、受入保証金が6億43百万円及び有価証券担保借入金が5億59百万円各々増加したこと等によるものです。

固定負債

前連結会計年度末に比べて1億69百万円（11.7％）減少し、12億83百万円となりました。



特別法上の準備金

前連結会計年度末に比べて33百万円（30.6％）増加し、1億42百万円となりました。

純資産

前連結会計年度末に比べて48億32百万円（17.6％）増加し、322億63百万円となりました。これは、当期純利益82億68百万円を計上する一方で、配当金29億17百万円の支払い、自己株式の取得等に伴う減少3億74百万円、及び投資有価証券の売却等に伴うその他有価証券評価差額金の減少2億12百万円などによるものです。

この結果、自己資本比率は66.0％となりました。また、当社の自己資本規制比率は、575.4％となりました。

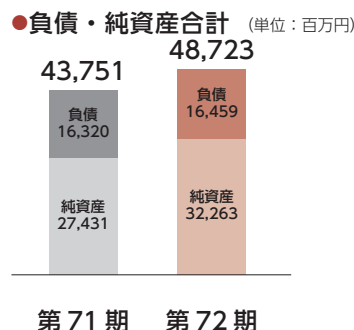
(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(6)重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は5億50百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・ 情報システム基盤更改（平成25年4月～平成26年3月）
- ・ 一斉放送システム及び通信機器等（平成25年11月～平成26年3月）



(7)財産及び損益の状況の推移

	第69期 (22.4.1～23.3.31)	第70期 (23.4.1～24.3.31)	第71期 (24.4.1～25.3.31)	第72期 (当連結会計年度) (25.4.1～26.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	13,101 (11,567)	14,407 (12,948)	18,283 (16,806)	25,241 (23,349)
純営業収益	13,043	14,340	18,228	25,191
経常利益又は経常損失(△)	△1,499	△136	3,743	8,977
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,575	△222	3,392	8,268
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△36円12銭	△5円08銭	78円26銭	190円04銭
総資産	35,607	34,091	43,751	48,723
純資産	24,672	23,486	27,431	32,263

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(8)対処すべき課題

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築に向けて、一人一人のお客様にとって一番である証券会社を目指しております。また、預り資産を「お客様からの信頼のバロメーター」と位置づけ、預り資産の拡大により持続的な成長を実現させて参ります。

具体的には、本年4月からスタートした、新中期経営計画「チャレンジ3」を達成するために、8つの基本戦略を中心に据え、以下の施策を実行して参ります。

いちよしグループの永続的な繁栄を支える「価値基準」として、役職員一人一人に「フレド」を深く浸透させ、「フレド」に沿った行動を実践していくことにより、いちよしブランドの価値を高め、成長の源泉である預り資産の拡大を図って参ります。

アドバイザーの具体的な行動を記した「Adviser Mission Card」を実践し、「顧客層の拡大」と「地元密着」による営業基盤の拡大・強化を図るとともに、昨年11月より導入したタブレット（スマートカ

タログ等）を活用したリアルな株価情報の提供や相続関連業務に関するサポートを行いひとりでも多くのお客様に満足いただけるよう体制を整えて参ります。

ホールセールビジネスについては、連結子会社であるいちよし経済研究所の中小型成長株リサーチをベースにし、投資銀行業務、法人営業業務、機関投資家業務のホールセール部門とのグループ会社間のコ・ワークによるシナジー効果を発揮させ、中小型成長企業に対する新規公開業務、引受業務、M&Aのアドバイスなどの拡充を図って参ります。

お客様から「いちよしなら安心」と言っていただけの水準のコンプライアンスを実践します。

地方証券とのジョイントビジネスや販売網の拡大によるブランド力アップに努めて参ります。

人材育成においては、集合研修の頻度を高め、定期的に研修を行うことによりスキルの向上を図ります。また、10年単位での長期的な人材育成の体系づくりを進め、全職員の育成に注力して参ります。

(9)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	85.0% (12.5%)	情 報 サ ー ビ ス 業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	97.0% (2.0%)	投 資 運 用 業 投 資 助 言 ・ 代 理 業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)1.議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

2.いちよしアセットマネジメント株式会社は、平成26年4月から投資信託委託業を開始しております。

(10)主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務から成り立っております。

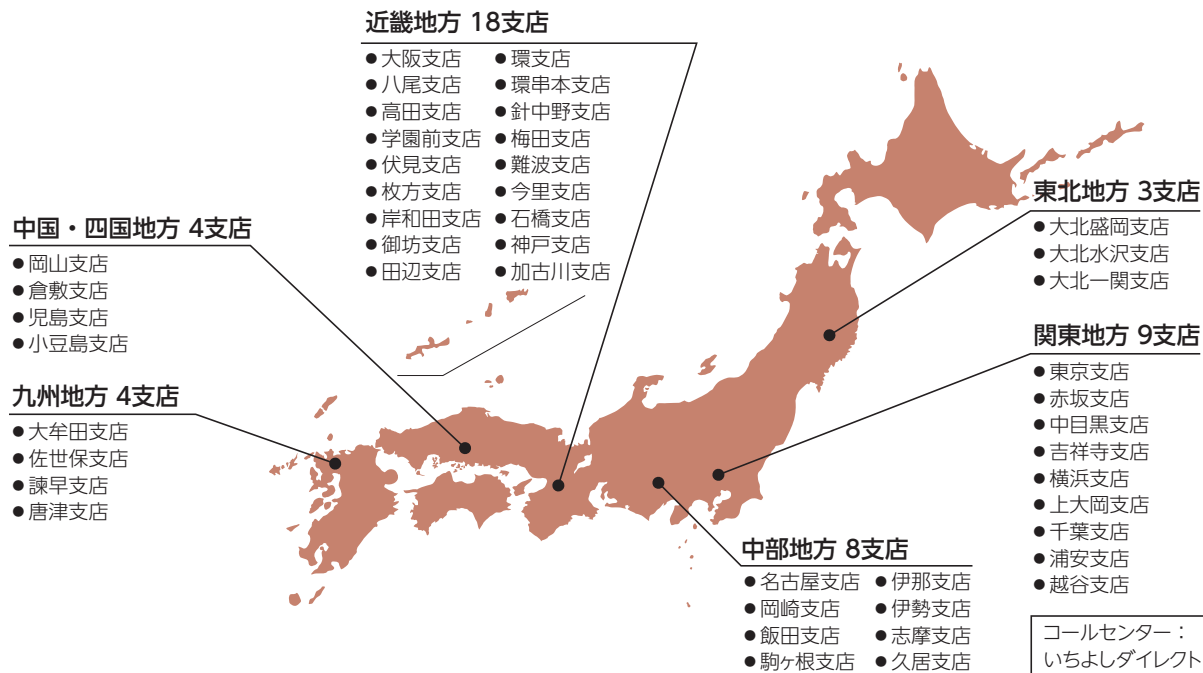
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(11)主要な営業所の状況 (平成26年3月31日現在)

①当 社

本 店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支 店 46支店



②子会社

・株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区
・いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区
・いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区
同 大阪支店	大阪市中央区

(12)従業員の状況（平成26年3月31日現在）

①当社及び当社子会社の従業員

区 分			従 業 員 数	前期末比増減
職 員			名	名
	男	性	667	2 増加
	女	性	287	1 増加
	合	計	954	3 増加
歩 合 外 務 員			3	増減なし

(注)1.上記のほか、顧問（7名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員		名	名	歳 月	年 月
	男 性	603	4 増加	44 8	13 11
	女 性	255	増減なし	38 11	9 2
	合計又は平均	858	4 増加	42 11	12 6
歩 合 外 務 員		3	増減なし	68 2	18 5

(注)1.上記のほか、顧問（7名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

(13)主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
		百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	長 期 借 入 金	317
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長 期 借 入 金	63
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社		信用取引借入金
		2,095

2. 当社の株式に関する事項

(平成26年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数

168,159,000株

(2)発行済株式の総数

44,431,386株(うち自己株式910,070株)

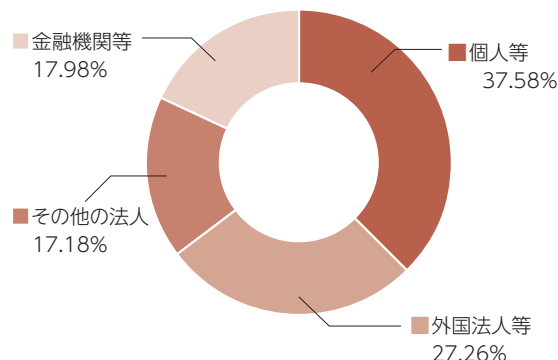
(3)当事業年度末の株主数

14,438名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
野村土地建物株式会社	5,298	12.17
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	3,582	8.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,679	6.15
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	1,250	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,042	2.39
株式会社野村総合研究所	879	2.02
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	636	1.46
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	493	1.13
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	465	1.07
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	446	1.02

所有者別分布状況(持株比率)



(注)持株比率は自己株式(910,070株)を控除して算出しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、平成25年5月14日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年5月15日、自己株式立会外買付取引(T o S T N e t - 3)により、300,000株(発行済株式総数に対する割合0.67%)の自己株式を総額472,500,000円で取得しました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(平成26年3月31日現在)

名 称	第8回新株予約権
発行決議の日	平成25年11月22日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき157,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日から平成30年12月10日まで

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）	590個	普通株式 59,000株	6名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

名 称	第7回新株予約権
発行決議の日	平成25年4月16日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき141,700円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成27年5月2日から平成30年5月1日まで

当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	65個	普通株式 6,500株	17名

名 称	第 8 回新株予約権
発行決議の日	平成25年11月22日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1 個につき157,600円
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	平成27年12月11日から平成30年12月10日まで

当社従業員等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社従業員	3,688個	普通株式 368,800株	942名
子会社の役員及び従業員	426個	普通株式 42,600株	31名

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

平成26年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(兼)執行役会長	武 樋 政 司	・取締役会議長、指名委員(委員長)、報酬委員(委員長)
取締役(兼)代表執行役社長	山 崎 泰 明	
取締役(兼)代表執行役副社長	田名網 信 孝 彬	・ 法人部門管掌
社 外 取 締 役	五木田	・ 指名委員、報酬委員、監査委員
		・ 五木田・三浦法律事務所(弁護士)
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	・ 指名委員、報酬委員
		・ 株式会社掛谷工務店 代表取締役社長
		・ 北おおさか信用金庫 非常勤理事
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	・ 監査委員(委員長)
		・ いちよしビジネスサービス株式会社 監査役
		・ いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役
		・ 株式会社いちよし経済研究所 監査役
		・ 有限会社エス・アール 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	・ 監査委員
		・ 信永東京有限責任監査法人パートナー(公認会計士)
執 行 役 常 務	高 石 俊 彦	・ 財務・企画、システム管掌(兼)法務、広報、秘書、引受審査担当
執 行 役 常 務	畑 中 久 人	・ 業務管理本部管掌
		・ いちよしビジネスサービス株式会社 取締役
		・ いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役
		・ 株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役 常 務	立 石 司 郎	・ アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、ラップ・投資分析管掌(兼)エチケツトマナー向上推進担当
		・ 株式会社いちよし経済研究所 取締役

(注)1.平成26年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
首 席 執 行 役 員	秋 葉 滋	機関投資家本部長(兼)トレーディング部長
上 席 執 行 役 員	矢 野 正 樹	業務管理本部長
上 席 執 行 役 員	水ノ上 利 幸	投資ストラテジー担当
上 席 執 行 役 員	中 尾 勉	九州アドバイザー本部長
上 席 執 行 役 員	仁 尾 美 紀 男	中部アドバイザー本部長
上 席 執 行 役 員	龍 元 裕 志	首都圏・東北アドバイザー本部長
執 行 役 員	持 田 清 孝	業務管理本部副本部長
執 行 役 員	杉 浦 雅 夫	財務・企画、システム担当(兼)システム部長
執 行 役 員	玉 田 弘 文	近畿アドバイザー本部長(兼)大阪支店長
執 行 役 員	佐 藤 一 昭	近畿・中四国アドバイザー本部長
執 行 役 員	小 山 徹	アドバイザーサポート本部長(兼)ラップ・投資分析担当(兼)ラップ・投資分析部長
執 行 役 員	大 坪 清 彦	アドバイザーサポート本部副本部長
執 行 役 員	高 橋 正 好	投資銀行本部長
執 行 役 員	石 床 誠	法人営業本部長

- 2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合 計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社 内	3	227	4	148	7	376
社 外	4	89	—	—	4	89
合 計	7	317	4	148	11	465

(3)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

③各報酬の決定に関する方針

イ. 月例基本報酬

月例基本報酬は、報酬委員会において、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、報酬委員会において、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

ハ. 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

二. 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ハ. 社外取締役 石川尚志

有限会社エス・アールの代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ニ. 社外取締役 櫻井光太

信永東京有限責任監査法人のパートナー・公認会計士であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、指名委員会1回（100%）、報酬委員会9回（100%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役 (指名委員・ 報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、指名委員会1回（100%）、報酬委員会9回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査委員)	石 川 尚 志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、18回（95%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、元証券業を営む企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、監査委員会は16回（100%）でありました。主に、公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

38百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注)当社及び当社子会社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務であります。

(4)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

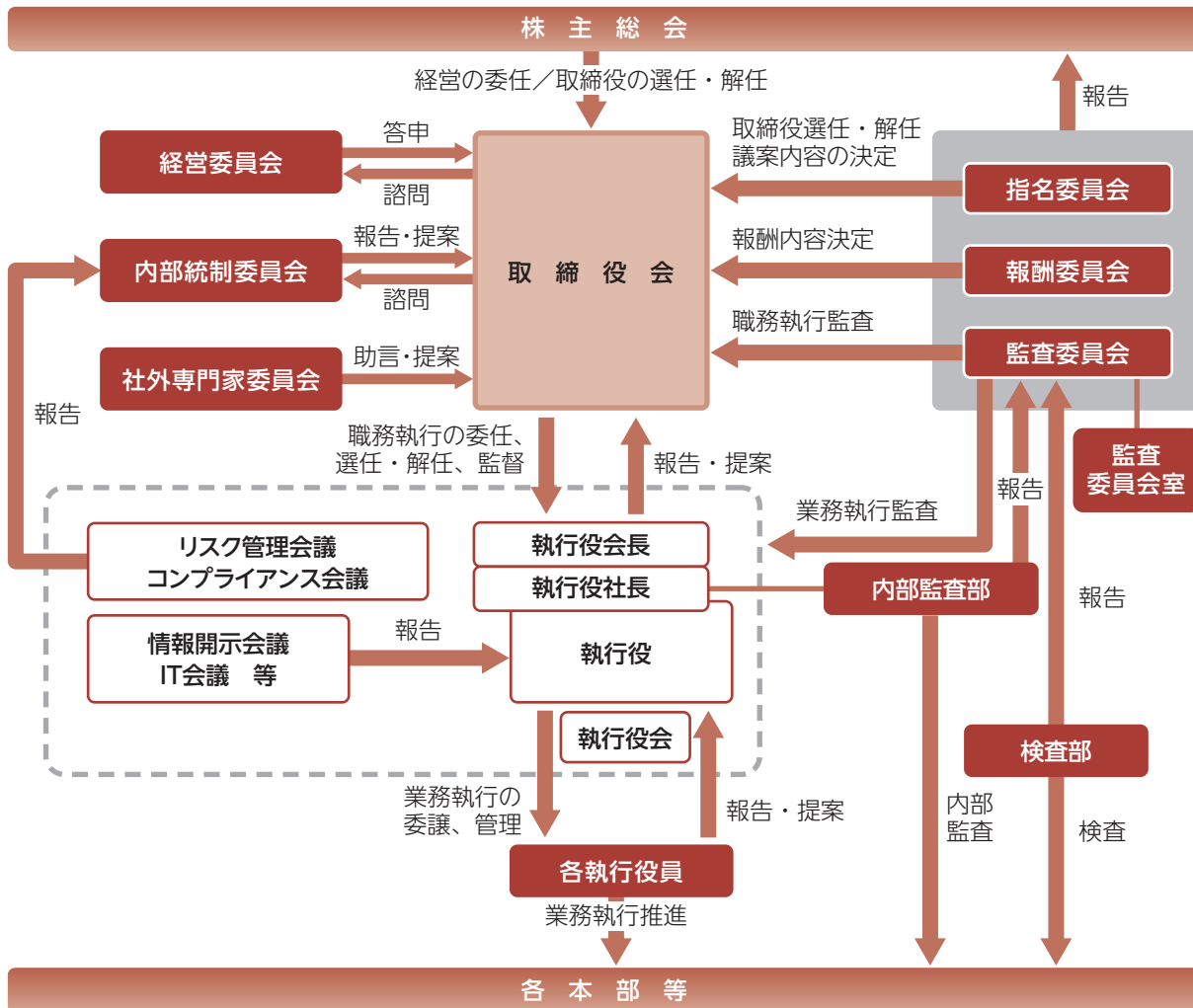
(5)子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

6. 当社のガバナンス体制

当社は、平成15年6月に、従来の監査役設置会社から「委員会設置会社」に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役およびそれを補佐する執行役員が行っています。

ガバナンス体制図



7. 当社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。

②監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

③執行役、執行役員及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役、執行役員及び使用人は、以下の事項を書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ. 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項
- ハ. その他監査委員会が報告を求めた事項

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会及び経営委員会に出席する。
- ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。
- ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会議に出席することができる。
- ニ. 監査委員会の委員は、役職員の職務執行状況、子

会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど連係を図る。

⑤執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書規程」に従い、重要文書の適正な保存・管理を行う。
- ロ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等諸規程に従い、情報管理の徹底を図る。

⑥損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。内部統制委員会の委員長は必要に応じて取締役会に報告する。
 - ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備える。
 - ニ. 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と対応を図り、速やかな業務再開を行う。
- #### ⑦執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役を補佐する執行役員制度を導入する。

ロ. 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

⑧執行役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 執行役及び執行役員は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「フレド」の職員への周知を図り、その遵守・実行を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

二. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

ホ. 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

⑨当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの実効について状況把握に努める。

ロ. 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。

ハ. 子会社各社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を定める。

二. 関係会社社長会を開催し、当社と関係会社間の情報共有に努める。

ホ. 監査委員会は、「監査委員会規程」に基づき、当社及び子会社の業務・財産の状況に関する調査、又は監査を行う。

ヘ. 内部統制委員会は、「内部統制委員会規程」に基づき、当社及び子会社の内部統制に関する事項の審議を行う。

ト. 当社の取締役、執行役及び執行役員は、当社及び子会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

チ. 当社及び子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

(2)反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

①当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

②当社は、反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。

③当社は、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努めるものとする。

④警察、暴力追放運動推進センター、証券保安対策支援センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組むものとする。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、経営理念を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない株式の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

イ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成
その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた金融の「ブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、平成24年3月末をターゲットとした「中期経営計画」の数値目標に再度チャレンジする、新中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」（計画期間：平成24年4月から平成26年3月末まで）を策定しております。

具体的には、預り資産2兆円／主幹事会社数35社（累計）／ROE10％程度を平成26年3月末までの数値目標として掲げており、これらを達

成するための具体的な戦略として、「いちよしフレッド」徹底の実行（永続的な成長のベースになる経営理念）、営業基盤の拡大（預り資産の増大）、収支構造の改善の継続（株式市場の変動に影響されない収支構造の促進）、既存ビジネス収益力の厚みの増加（中小型株特化の収益力アップ）、いちよしグループの総合力アップ（『トライアングル・ピラミッド経営』の強化）、コンプライアンスの実践（コンプライアンスは競争力の源泉）、チャネルの多様化（地方証券との業務提携）、人材の育成（人材こそが成長の源泉）に取り組んで参りました。

なお、平成26年3月末をもって上記中期経営計画の計画期間が満了するため、平成26年3月26日に、預り資産の拡大（目標額3兆円）を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした新中期経営計画「チャレンジ3」を新たに策定しております。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、具体的には配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準と

し、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

なお、平成23年3月期の中間配当より、配当性向（40％程度）は継続し、純資産配当率（DOE）については半期毎に見直すこととしております。

- ロ．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として更新することを決議し、平成25年6月22日開催の第71期定時株主総会において、本対応方針を更新することの承認を得ております。

本対応方針の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の取得行為等を大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。
- ・大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社は、大規模買付者から、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただき、その後、大規模買付に関する情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提出していただきます。

大規模買付者が、当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、を当社取締役会及び独

立委員会による評価、検討等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として設定いたします。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会に対して伝えます。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。

- ・大規模買付行為が開始された場合の対応方針

- i．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める対抗措置を講じることがあります。

- ii．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

- iii．独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止す

るため、当社経営陣から独立した委員3名で構成される独立委員会を設置します。

・本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、当社第72期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。なお、当社取締役会は、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、本対応方針を更新することを決議しております。更新後の本対応方針の有効期限は、平成27年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとなります。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

・上記② イ. に記載した取組みについて

当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

・上記② ロ. に記載した取組みについて

i. 当該取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

ii. 当該取組みは、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会での承認をその効力発生条件としており、更に、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立

委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することとしています。従って、当社取締役会は、上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。配当を継続して充実させていくことを目的として、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。なお、純資産配当率については、半期2％程度（年率4％程度）で算出します。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当、期末配当ともに配当性向を算出基準として採用しております。

当期の1株当たりの配当金は中間配当45円、期末配当27円の合計72円とさせていただきました。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) 平成25年3月31日現在	当連結会計年度 平成26年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	34,538	40,060
現金・預金	9,644	13,849
預託金	5,571	4,569
トレーディング商品	343	999
商品有価証券等	341	999
デリバティブ取引	2	—
約定見返勘定	94	—
信用取引資産	11,557	14,847
信用取引貸付金	11,232	14,824
信用取引借証券担保金	325	23
立替金	18	3
募集等払込金	6,117	3,986
短期貸付金	19	9
未収収益	997	1,110
繰延税金資産	42	616
その他の流動資産	138	74
貸倒引当金	△6	△7
固定資産	9,212	8,662
有形固定資産	4,115	4,129
建物	1,444	1,370
器具備品	670	760
土地	1,987	1,986
リース資産	13	12
無形固定資産	403	536
のれん	128	88
ソフトウェア	273	446
電話加入権	1	1
投資その他の資産	4,693	3,997
投資有価証券	3,507	2,973
長期貸付金	65	54
長期差入保証金	1,109	958
繰延税金資産	5	5
その他	15	16
貸倒引当金	△10	△10
資産合計	43,751	48,723

科 目	前連結会計年度(ご参考) 平成25年3月31日現在	当連結会計年度 平成26年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	14,757	15,033
トレーディング商品	—	1
デリバティブ取引	—	1
約定見返勘定	—	26
信用取引負債	7,627	2,227
信用取引借入金	6,991	2,095
信用取引貸証券受入金	636	132
有価証券担保借入金	—	559
現先取引借入金	—	559
預り金	4,110	6,452
受入保証金	760	1,404
短期借入金	210	210
リース債務	4	4
未払法人税等	414	2,271
賞与引当金	559	677
その他の流動負債	1,069	1,197
固定負債	1,453	1,283
長期借入金	420	380
リース債務	9	8
繰延税金負債	669	525
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付引当金	290	—
退職給付に係る負債	—	305
その他の固定負債	28	28
引当金	108	142
金融商品取引責任準備金	108	142
(金融商品取引法第46条の5)		
負債合計	16,320	16,459
純 資 産 の 部		
株主資本	28,065	33,064
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,676	8,701
利益剰余金	5,157	10,507
自己株式	△346	△721
その他の包括利益累計額	△708	△907
その他有価証券評価差額金	1,147	935
土地再評価差額金	△1,855	△1,854
退職給付に係る調整累計額	—	12
新株予約権	38	67
少数株主持分	35	39
純資産合計	27,431	32,263
負債・純資産合計	43,751	48,723

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
営業収益	18,283	25,241
受入手数料	16,806	23,349
トレーディング損益	263	345
金融収益	149	249
その他の営業収益	1,063	1,297
金融費用	54	50
純営業収益	18,228	25,191
販売費・一般管理費	14,597	16,365
取引関係費	1,265	1,672
人件費	7,992	9,212
不動産関係費	1,758	1,503
事務費	2,399	2,765
減価償却費	446	367
租税公課	162	203
貸倒引当金繰入れ	2	0
その他	569	640
営業利益	3,631	8,826
営業外収益	192	194
投資事業組合運用益	19	125
投資有価証券配当金	141	44
受取保険金及び配当金	12	10
その他	19	13
営業外費用	80	43
投資事業組合運用損	38	40
持分法による投資損失	35	—
その他	6	3
経常利益	3,743	8,977
特別利益	79	1,088
投資有価証券売却益	63	1,088
新株予約権戻入益	0	—
段階取得に係る差益	15	—
特別損失	73	43
固定資産売却損	—	1
固定資産除却損	10	8
投資有価証券売却損	21	—
ゴルフ会員権評価損	4	—
減損損失	33	—
金融商品取引責任準備金繰入れ	4	33
税金等調整前当期純利益	3,749	10,023
法人税、住民税及び事業税	376	2,359
法人税等調整額	△22	△607
少数株主損益調整前当期純利益	3,395	8,271
少数株主利益	2	3
当期純利益	3,392	8,268

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,676	5,157	△346	28,065
当期変動額					
剰余金の配当			△2,917		△2,917
当期純利益			8,268		8,268
自己株式の取得				△473	△473
自己株式の処分		24		98	122
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	24	5,349	△374	4,998
当期末残高	14,577	8,701	10,507	△721	33,064

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	1,147	△1,855	—	△708	38	35	27,431
当期変動額							
剰余金の配当							△2,917
当期純利益							8,268
自己株式の取得							△473
自己株式の処分							122
土地再評価差額金の取崩		0		0			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△212		12	△199	29	3	△167
当期変動額合計	△212	0	12	△199	29	3	4,832
当期末残高	935	△1,854	12	△907	67	39	32,263

前連結会計年度(ご参考) (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,577	8,319	2,634	△280	25,250
当期変動額					
剰余金の配当			△868		△868
当期純利益			3,392		3,392
自己株式の取得				△389	△389
自己株式の処分		357		322	680
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	357	2,523	△66	2,814
当期末残高	14,577	8,676	5,157	△346	28,065

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	14	△1,855	—	△1,841	43	32	23,486
当期変動額							
剰余金の配当							△868
当期純利益							3,392
自己株式の取得							△389
自己株式の処分							680
土地再評価差額金の取崩							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,133			1,133	△5	2	1,130
当期変動額合計	1,133	—	—	1,133	△5	2	3,945
当期末残高	1,147	△1,855	—	△708	38	35	27,431

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月15日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石 川 尚 志 ㊞

監査委員 五木田 彬 ㊞

監査委員 櫻 井 光 太 ㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) 平成25年3月31日現在	当事業年度 平成26年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	33,748	39,073
現金・預金	9,201	13,363
預託金	5,571	4,569
トレーディング商品	234	890
商品有価証券等	232	890
デリバティブ取引	2	—
約定見返勘定	94	—
信用取引資産	11,557	14,847
信用取引貸付金	11,232	14,824
信用取引借証券担保金	325	23
立替金	18	3
募集等払込金	6,117	3,986
短期貸付金	19	9
前払金	9	7
前払費用	75	39
未収入金	64	35
未収収益	786	757
繰延税金資産	4	569
貸倒引当金	△5	△6
固定資産	9,067	8,546
有形固定資産	3,171	3,208
建物	1,104	1,052
器具備品	662	754
土地	1,399	1,397
リース資産	5	4
無形固定資産	353	492
のれん	83	52
ソフトウェア	269	439
電話加入権	1	1
投資その他の資産	5,541	4,845
投資有価証券	3,335	2,973
関係会社株式	969	797
出資金	2	2
関係会社長期貸付金	20	20
従業員に対する長期貸付金	65	54
長期差入保証金	1,149	998
長期前払費用	3	2
その他	6	7
貸倒引当金	△10	△10
資産合計	42,816	47,620

科 目	前事業年度(ご参考) 平成25年3月31日現在	当事業年度 平成26年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	14,473	14,662
トレーディング商品	—	1
デリバティブ取引	—	1
約定見返勘定	—	26
信用取引負債	7,627	2,227
信用取引借入金	6,991	2,095
信用取引貸証券受入金	636	132
有価証券担保借入金	—	559
現先取引借入金	—	559
預り金	4,106	6,448
受入保証金	760	1,404
短期借入金	210	210
リース債務	1	1
前受収益	5	3
未払金	377	579
未払費用	466	307
未払法人税等	398	2,255
賞与引当金	519	637
固定負債	1,005	892
リース債務	4	2
繰延税金負債	669	525
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付引当金	283	316
その他の固定負債	12	13
引当金	108	142
金融商品取引責任準備金	108	142
(金融商品取引法第46条の5)		
負債合計	15,587	15,697
純 資 産 の 部		
株主資本	27,898	32,775
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,676	8,701
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,971	4,995
利益剰余金	4,990	10,218
その他利益剰余金	4,990	10,218
繰越利益剰余金	4,990	10,218
自己株式	△346	△721
評価・換算差額等	△708	△919
その他有価証券評価差額金	1,147	935
土地再評価差額金	△1,855	△1,854
新株予約権	38	67
純資産合計	27,228	31,923
負債・純資産合計	42,816	47,620

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
営業収益	17,008	23,640
受入手数料	16,595	23,045
トレーディング損益	263	345
金融収益	149	249
金融費用	42	38
純営業収益	16,966	23,601
販売費・一般管理費	13,436	14,930
取引関係費	1,243	1,646
人件費	7,122	8,279
不動産関係費	1,758	1,501
事務費	2,240	2,520
減価償却費	416	339
租税公課	148	187
貸倒引当金繰入れ	2	—
その他	503	456
営業利益	3,530	8,670
営業外収益	188	193
投資事業組合運用益	19	125
投資有価証券配当金	142	44
受取保険金及び配当金	9	10
その他	17	12
営業外費用	44	43
投資事業組合運用損	38	40
その他	6	2
経常利益	3,674	8,820
特別利益	126	1,088
投資有価証券売却益	63	1,088
新株予約権戻入益	0	—
負ののれん発生益	61	—
特別損失	73	38
固定資産除却損	10	4
固定資産売却損	—	1
投資有価証券売却損	21	—
ゴルフ会員権評価損	4	—
金融商品取引責任準備金繰入れ	4	33
減損損失	33	—
税引前当期純利益	3,727	9,870
法人税、住民税及び事業税	337	2,316
法人税等調整額	3	△592
当期純利益	3,386	8,146

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (個別)

当事業年度（平成25年 4月 1 日から
平成26年 3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,577	3,705	4,971	8,676	4,990	4,990	△346	27,898
当期変動額								
剰余金の配当					△2,917	△2,917		△2,917
当期純利益					8,146	8,146		8,146
自己株式の取得							△473	△473
自己株式の処分			24	24			98	122
土地再評価差額金の取崩					△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	24	24	5,227	5,227	△374	4,876
当期末残高	14,577	3,705	4,995	8,701	10,218	10,218	△721	32,775

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,147	△1,855	△708	38	27,228
当期変動額					
剰余金の配当					△2,917
当期純利益					8,146
自己株式の取得					△473
自己株式の処分					122
土地再評価差額金の取崩		0	0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△212		△212	29	△183
当期変動額合計	△212	0	△211	29	4,694
当期末残高	935	△1,854	△919	67	31,923

前事業年度(ご参考) (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	14,577	3,705	4,614	8,319	2,472	2,472	△272	25,097
当期変動額								
剰余金の配当					△868	△868		△868
当期純利益					3,386	3,386		3,386
自己株式の取得							△388	△388
自己株式の処分			357	357			314	671
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	357	357	2,517	2,517	△74	2,801
当期末残高	14,577	3,705	4,971	8,676	4,990	4,990	△346	27,898

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	13	△1,855	△1,842	43	23,298
当期変動額					
剰余金の配当					△868
当期純利益					3,386
自己株式の取得					△388
自己株式の処分					671
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,134	—	1,134	△5	1,128
当期変動額合計	1,134	—	1,134	△5	3,929
当期末残高	1,147	△1,855	△708	38	27,228

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、執行役等及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月15日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石 川 尚 志 ㊞

監査委員 五木田 彬 ㊞

監査委員 櫻 井 光 太 ㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

いちよし証券株式会社
東京都中央区八丁堀二丁目14番1号